

北九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年5月21日策定

令和5年9月20日改正

北九州市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

北九州市においては、東部地区は、水稲作が中心の門司区・小倉南区東部地区と水稲作と園芸作物の組み合わせが多くを占める小倉南区南部・西部から構成され、西部地区は、水稲作が中心の八幡西区南部地区と、キャベツ・ブロッコリーと園芸作物・水稲の組み合わせが多くを占める若松区等から構成されている。

それぞれの地区や地域によって気候条件や水利関係などに特徴があるため、地域の営農組織や農家はその特長を生かした農地の利用や営農類型を確立しており、地域の強みを活かし、農地の利用を最適化するためには、それぞれの地域の実態に合わせた対策が求められている。

特に、中山間地では、農業者の高齢化や後継者・担い手不足といった課題に加えて、鳥獣被害による耕作放棄等の発生も懸念されることから、その発生防止・解消に努めていく。

一方、平地では土地利用型の稲作が盛んであることから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、本市において作成する「地域計画」(※1)に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、北九州市市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する福岡県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する北九州市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うとともに、「農林業センサス」などの統計調査結果や「北九州市農林水産業振興計画」の見直し等に伴い、必要に応じて内容の見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「最適化活動の目標の設定等」(※2)のとおりとす。

(注1)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の規定に基づき、市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。

(注2)

「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 令和5(2023)年4月	3,093 ha	2.5 ha	0.08 %
3年後の目標 令和8(2026)年3月	3,033 ha	2.5 ha	0.08 %
目標 令和15(2033)年3月	2,893 ha	2.5 ha	0.09 %

※1 「管内の農地面積」は農地台帳面積による。

※2 「遊休農地面積」は農地法第30条第1項による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積。

※3 遊休農地は新規の発生と解消が一定に推移すると想定。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員及び推進委員による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)や日頃の農地パトロール等により、遊休農地の状況を把握するとともに、農地法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)を実施する。
- なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査や農地パトロールの結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査や農地利用パトロールによって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

- 遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。
- 単年度の評価は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 令和5(2023)年4月	3,093 ha	448.7 ha	14.5 %
3年後の目標 令和8(2026)年3月	3,033 ha	1,061.5 ha	35.0 %
目 標 令和 15(2033)年3月	2,893 ha	1,012.5 ha	35.0 %

※1 「管内の農地面積」は農地台帳面積による。

※2 集積面積は「北九州市農林水産振興計画」に基づき集積率 35%を目標と設定。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」等の話し合いについて

- 農業委員及び推進委員は、「地域計画」の作成と見直しに向けた地域における農業者等による協議の場に積極的に参加し、農地の利用集積・集約化に向けた情報提供及び利用調整に努める。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、農地の担い手への集積を積極的に進めるため、市、農地中間管理機構及び農協等と連携し、担い手の意向を踏まえて農地中間管理事業の活用を推進し、農地の利用集積に努める。

③ 農地の利用権設定

- 管内の農地が効率的に集積・集約化されるように地域の実態に応じた農地の利用調整を図り、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進し、農地の利用集積に努める。
- 担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（法人含む） （新規参入者取得面積）
現 状 令和5(2023)年4月	6 経営体 (3 ha)
3年後の目標 令和8(2026)年3月	6 経営体 (3 ha)
目 標 令和 15(2033)年3月	6 経営体 (3 ha)

※ 新規参入者数は「北九州市農林水産振興計画」に基づき1年間あたり6経営体を目標と設定。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

- 市、JA、県等で構成される「地域営農協議会農政対策部会」（東部地区）ならびに「営農推進協議会担い手部会」（西部地区）との連携を通じて、関係機関との連携を図り、農業就業希望者等の情報の収集及び提供に努める。

② 継続的な支援活動

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受け入れを調整するとともに、参入後の定着を図るため、相談対応や見守り、技術的支援を行うとともに、地域や行政との橋渡しなど、継続的な支援活動（フォローアップ）に努める。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

北九州市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、北九州市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力